

## 規制の事前評価書

<b>政策の名称</b>	水道施設の維持修繕の義務付け	<b>担当部局名</b>	医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部 水道課	<b>作成責任者名</b>	水道課長 宮崎正信	<b>評価実施時期</b>	平成29年3月
<b>法令案等の名称・関連条項</b>	水道法第19条、第22条の2						
<b>規制の目的、内容及び必要性等</b>	<p>【現状及び問題点】 水道施設については、その多くが高度経済成長期に整備が進められたものであるため、近年、その老朽化が急速に進んでいる。また、先般の大分県での水道施設の爆発事故等、負傷者や死者が出る深刻な事故も起こっており、水道施設の老朽化は、今後、さらに大きな社会問題となることが予想される。加えて、水道施設は日々劣化し、当該施設を維持、修繕、更新する費用は膨大なものとなっている。また、水道施設の整備には、時間とコストがかかり、老朽化の進む施設をそのまま放置し、壊れてから修繕をするという方法をとった場合、長期間にわたり広範な地域の住民に対して水道法第15条第2項の義務(給水義務)を果たすことができなくなる。</p> <p>【規制の目的、内容及び必要性】 住民に対し常時水の安定供給を確保するため、また、水道施設の長寿命化を図り、設備費用を抑制するとともに、長期的な更新需要の把握に必要な施設の健全性を確認する観点から、水道施設の点検を含む維持及び修繕は極めて重要である。そのため、水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者(以下「水道事業者等」という。)は、厚生労働省令で定める基準に従い、水道施設を良好な状態に保つため、その維持及び修繕をしなければならないこととする。また、水道施設の老朽化という状況の変化に対応し、住民に対する給水義務の履行が損なわれることのないよう、水道事業者等に対し、水道施設の点検を義務付け、早期に水道施設の異状を発見し、修繕その他の適切な措置につなげることが必要である。また、水道施設の点検は水道施設の管理に関する技術上の業務に該当することから、水道技術管理者の事務に水道施設の点検を加える。(法第19条第2項第1号)</p>						
<b>想定される代替案</b>	基準に従い点検を含む施設の維持修繕を行うことを、水道事業者等の努力義務に委ねることとする。						
<b>規制の費用</b>	<b>費用の要素</b>						<b>代替案の場合</b>
1 遵守費用	維持修繕に関する基準に従い、水道施設を維持管理するための費用が発生する。					保有する水道施設を施設基準(法第5条)に適合する状態に保持するための費用が発生する。	
2 行政費用	水道施設の維持修繕の基準の策定及び水道施設の維持修繕に係る報告の徴収及び立入検査に要する費用が発生する。					法令によらない水道施設の維持修繕の基準の策定に要する費用が発生する。	
3 その他の社会的費用	維持修繕の義務付けを契機として、水道事業者等によりあらかじめ施設の長寿命化が図られ、最終的には老朽化対策に係る社会的費用が軽減されることも期待できる。					保有する水道施設について定期的な点検を行わない結果、大規模な修繕を行わなければならないとなり、却って膨大な費用を要するおそれがある。	
<b>規制の便益</b>	<b>便益の要素</b>						<b>代替案の場合</b>
水道施設については、その多くが高度経済成長期に整備が進められたものであるため、近年、その老朽化が急速に進んでいる。施設について定期的な点検を行い、適切に維持及び修繕を行うことは、施設の劣化に起因する事故を防止し、清浄な水の安定的な供給を確保することに資する。また、水道施設の修繕を能率的に行うための定期的な点検を行うことは、施設の長寿命化を図り、設備費用を抑制することに資する。							定期的な点検等を行わず、施設が壊れてから修繕をするという方法をとった場合、長期間にわたり広範な地域の住民に対して安定的な水の供給を行えなくなるおそれがあるのみならず、大規模な修繕を行わなければならない結果、却って膨大な費用を要することも考えられる。
<b>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</b>	改正案を導入することにより、水道事業者等に対して、基準に従って水道施設を管理するための費用が発生するが、水道施設の適切な維持管理が行われることにより、清浄な水の安定的な供給という便益が守られることのみならず、これを契機として施設の長寿命化のための措置が促されることで、最終的には、老朽化対策に係る社会的費用の軽減も期待できることにも鑑みれば、このような費用負担は、過大とは言えない。代替案を導入した場合、老朽化が進む水道施設について、十分に適切な維持管理が担保されず、便益が得られない。これらのことから、改正案と代替案を比較すると、改正案の方が望ましいと考えられる。						
<b>有識者の見解その他関連事項</b>	<p>厚生科学審議会 生活環境水道部会 水道事業の維持・向上に関する専門委員会「国民生活を支える水道事業の基盤強化等に向けて講ずべき施策について」(平成28年11月)</p> <p>3. 課題に対する具体的な対応(案) (1)適切な資産管理の推進 【点検を含む維持・修繕】 老朽化等に起因する事故の防止や水道水の安定供給のため、また、施設の長寿命化を図り、設備費用を抑制するとともに、長期的な更新需要の把握に必要な施設の健全性を確認する観点から、水道施設の点検を含む維持・修繕は極めて重要である。しかしながら、施設の点検の実施状況については、機械・電気・計装設備では約9割の事業者で日常点検が、約8割で定期点検がそれぞれ実施されているものの、埋設され比較的点検を行うことが困難な管路ではそれぞれ約4割、約3割と実施率が低くなっている。コンクリート構造物については、約7割の事業者で日常点検が行われているものの、定期点検の実施率は約1割にとどまっている。このため、下水道や河川等の管理者と同様に、水道事業者及び水道用水供給事業者は、水道施設を良好な状態に保つよう維持・修繕することを義務付けるべきである。</p>						
<b>レビューを行う時期又は条件</b>	水道法の一部を改正する法律案の附則において、施行後5年を目途として、改正後の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする検討規定を設けている。						